

2026 年 1 月 9 日  
企業会計基準委員会

## 企業会計基準第 41 号

# 「後発事象に関する会計基準」等の公表

### 公表にあたって

当委員会及び日本公認会計士協会は、日本公認会計士協会が公表した企業会計に関する実務指針（Q&A を含む。以下「実務指針等」という。）を当委員会に移管するプロジェクトの下、2023 年 6 月に「日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管に関する意見の募集」（以下「意見募集文書」という。）を公表しました。意見募集文書に対して寄せられた意見では、会計に関する指針のみを扱う実務指針等以外の実務指針等のうち、継続企業と後発事象に関する実務指針等の移管に係る実行可能性について調査研究を行うことを支持する意見が聞かれました。

調査研究の結果、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書 560 実務指針第 1 号「後発事象に関する監査上の取扱い」（以下「監基報 560 実 1」という。）における定めを会計に関する内容と監査に関する内容に切り分けて、会計に関する内容について会計基準で用いられる表現に見直した上で当委員会に移管することは原則として可能と整理されました。

この調査研究の結果を踏まえると、監基報 560 実 1 を当委員会の会計基準に移管することにより、我が国の会計基準の全体像を把握しにくいなどの指摘されている課題に対応することとなり、会計基準の体系の完全性の改善が見込まれることから、当委員会は、2024 年 8 月に開催された第 531 回企業会計基準委員会において後発事象に関する会計基準の開発を再開することとし、検討を重ねてまいりました。

今般、2025 年 12 月 25 日開催の第 566 回企業会計基準委員会において、以下の企業会計基準及び企業会計基準適用指針（以下合わせて「本会計基準等」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

- 企業会計基準第 41 号「後発事象に関する会計基準」（以下「後発事象会計基準」という。）
- 企業会計基準適用指針第 35 号「後発事象に関する会計基準の適用指針」（以下「後発事象適用指針」という。）
- 企業会計基準第 42 号「『中間連結財務諸表等の作成基準』の一部改正（その 2）」
- 改正企業会計基準第 37 号「期中財務諸表に関する会計基準」
- 改正企業会計基準適用指針第 34 号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「期中適用指針」という。）

本会計基準等につきましては、2025 年 7 月 8 日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行

った後、当委員会に寄せられたコメントを踏まえて検討を行い、公開草案の内容について一部修正を行った上で公表するに至ったものです。

また、本会計基準等を適用するにあたって、日本公認会計士協会により監基報 560 実 1 が廃止されたため、実務において参考となるように、監基報 560 実 1 に示されていた開示後発事象の例示及び開示内容の例示を提供することを目的として、補足文書「開示後発事象の例示及び開示内容の例示について」（以下「本補足文書」という。）を本日公表いたします。

## **本会計基準等の概要**

以下の概要は、本会計基準等の内容を要約したものです。

### ■ **移管にあたっての基本的な方針（後発事象会計基準 BC1 項から BC8 項）**

後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、原則として監基報 560 実 1 で示されている会計に関する内容を踏襲して移管することを基本的な方針とした。

当該基本的な方針に従い、後発事象に係る会計処理及び開示に関して監基報 560 実 1 で示されていた「修正後発事象についての基本的な考え方」及び「開示後発事象についての基本的な考え方」を踏襲した上で、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理等を行った。

監基報 560 実 1 で設けられていた、修正後発事象が計算書類及び附属明細書（以下「計算書類等」という。）に対する監査報告書日後に発生した場合に金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に基づいて作成される財務諸表において当該修正後発事象を開示後発事象に準じて取り扱う特例的な取扱いについては基本的に踏襲することとした。

### ■ **後発事象の定義及び評価期間（後発事象会計基準第 4 項及び第 7 項並びに BC10 項から BC17 項）**

#### ➤ **後発事象の定義**

「後発事象」について、決算日後に発生した企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす事象のうち、評価期間の末日までに発生した事象と定義している。

#### ➤ **後発事象の評価期間に係る原則的な取扱い**

（内容）

後発事象の評価期間の末日は、原則として、財務諸表の公表の承認日としている。

（理由）

監基報 560 実 1 では、監査対象となる後発事象は、監査報告書日までに発生した後発事象であることが定められていたところ、会計基準の定めは財務諸表の監査が行われることが前提となっておらず、国際的な会計基準においては監査報告書日までが後発事象の評価期間とされていないこと、また、企業が監査を受けることを前提に会計基準を定めるとしても財務諸表に対する二重責任の原則が前提となると考えられることを踏まえ、企業の観点から会計基準の定めを設けている。

この点、次の(1)から(3)を考慮し、後発事象の評価期間の末日に係る原則的な取扱いについて、国際会計基準（IAS）第 10 号「後発事象」（以下「IAS 第 10 号」という。）と同様、財務諸表の公表の承認日とすることとした。

- (1) 財務諸表利用者にとって有用な情報を提供する観点からは、財務諸表を利用する直近までに発生した事象が反映される財務諸表が公表される日までを後発事象の評価期間とすることが望ましいと考えられる。一方、財務諸表の公表の承認日以後に財務

諸表が公表され、実務上、双方の日付の差はあまりないことが通常であると考えられるものの、財務諸表が公表される日までを後発事象の評価期間とする場合の実務上の負担に配慮し、財務諸表の公表の承認日までを後発事象の評価期間とすることが考えられる。

- (2) 財務諸表の公表の承認日までを後発事象の評価期間とする場合、2007年8月に当委員会と国際会計基準審議会（IASB）との間で「会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意」（東京合意）が公表された後は、我が国の会計基準が基本的にIFRS会計基準を国際的な整合性を図る対象としてきていることとも整合する。
- (3) 財務諸表の公表の承認日までを後発事象の評価期間とする場合、我が国のサステナビリティ開示基準における取扱いとも整合する。

➤ **会計監査人設置会社の計算書類等及び連結計算書類における評価期間（後発事象適用指針第4項及びBC2項からBC7項）**

（内容）

会計監査人設置会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第11号）において会計監査人により監査される計算書類等又は連結計算書類に関する後発事象の評価期間の末日は、企業が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び会社計算規則（平成18年法務省令第13号）に準拠して計算書類等又は連結計算書類を作成する監査契約上の責任を果たしたことを確認した日（以下「確認日」という。）としている。当該確認日は、通常、経営者確認書の日付と同一になると考えられる。

（理由）

計算書類等及び連結計算書類に対して企業会計基準等が適用される場合、計算書類等及び連結計算書類における後発事象の評価期間の末日は、計算書類等及び連結計算書類の公表の承認日となると考えられる。この点、会社法における計算書類等及び連結計算書類に関する承認規定との関係で、次の懸念が示された。

- (1) 取締役会による計算書類等及び連結計算書類の承認日（会社法第436条第3項及び第444条第5項）が計算書類等及び連結計算書類の公表の承認日に該当すると解釈されるおそれがあると考えられる。
- (2) (1)のように解釈される場合、企業は取締役会による計算書類等及び連結計算書類の承認日まで後発事象を計算書類等及び連結計算書類に反映することとなり、会計監査人の会計監査報告の通知（会社計算規則第130条第1項第1号及び第3号）との順序が問題となると考えられる。

後発事象適用指針では、(1)及び(2)の適用上の懸念に対処するために、監基報560実1に基づく実務を踏襲しつつ、企業の観点から会計監査人設置会社の計算書類等及び連結計算書類における後発事象の評価期間に関する指針を示すこととした。

■ **会計監査人設置会社における確認日後に発生した修正後発事象の取扱い（後発事象適用指**

**針第 5 項及び第 6 項並びに BC8 項から BC11 項)****(内容)**

次の(1)及び(2)の事象については、修正後発事象として取り扱わず、開示後発事象に準じて取り扱い、重要な開示後発事象に関する注記を行うこととしている。

- (1) 計算書類等に関する確認日後、個別財務諸表の公表の承認日までに発生した後発事象  
会計基準第 5 項（修正後発事象の定義）に該当する事象
- (2) 連結計算書類に関する確認日後、連結財務諸表の公表の承認日までに発生した後発事象  
会計基準第 5 項（修正後発事象の定義）に該当する事象

上記(2)につき、監基報 560 実 1 の取扱いを見直し、計算書類等に関する確認日後に発生した後発事象会計基準第 5 項に該当する事象ではなく、連結計算書類に関する確認日後に発生した後発事象会計基準第 5 項に該当する事象としている。

なお、後発事象適用指針では、監基報 560 実 1 における計算書類等の会計監査人の監査報告書日から連結計算書類の会計監査人の監査報告書日までに発生した修正後発事象を開示後発事象に準ずる取扱いとする内容と同様の定めは設けていない。

**(理由)**

監基報 560 実 1 では、会社法と金融商品取引法の開示制度が併存する我が国固有の状況の下で、計算書類等との単一性を重視する立場から、金融商品取引法監査における財務諸表に関する次の特例的な取扱いが設けられていた。

- (1) 個別財務諸表に関する特例的な取扱い  
修正後発事象が会社法監査における会計監査人の監査報告書日後に発生した場合には、金融商品取引法に基づいて作成される財務諸表においては、当該修正後発事象は開示後発事象に準じて取り扱う。
- (2) 連結財務諸表に関する特例的な取扱い  
親会社の計算書類等に係る監査報告書日後、連結財務諸表の監査報告書日までに発生した修正後発事象（連結子会社及び持分法適用会社に係るものを含む。）については、開示後発事象に準じて取り扱う。

これらの特例的な取扱いについては、国際的な会計基準とは異なる取扱いとなっているが、当該取扱いを廃止して国際的な会計基準と整合性を図るべきとの意見と、会社法と金融商品取引法の開示制度が併存する我が国固有の状況を踏まえ当該取扱いを踏襲すべきとの意見の両論が聞かれており、当該取扱いを抜本的に見直すことについては、短期的に合意を得ることが難しいと考えられた。このような状況を踏まえ、監基報 560 実 1 の移管にあたっては、これらの特例的な取扱いについては基本的に踏襲することとし、当該取扱いの抜本的な見直しを行うか否かの検討時期については、有価証券報告書と事業報告等の一体開示の検討の状況等を踏まえて今後判断することとした。

ただし、(2)の金融商品取引法監査における連結財務諸表に関する特例的な取扱いについては、連結計算書類に関する確認日と連結財務諸表の公表の承認日との間に発生した修正後発事象を対象とする方がより整合的な取扱いとなると考えられることや、現行実務において

は基本的に計算書類等と連結計算書類の監査報告書日が同一日付となっていることを踏まえ、連結計算書類に関する確認日後、連結財務諸表の公表の承認日までに発生した修正後発事象について開示後発事象に準じて取り扱うように見直しを行うこととした。

## ■ 開示（後発事象会計基準第9項から第12項及びBC20項からBC30項並びに期中適用指針BC25-3項）

（内容）

### ➤ 開示目的

重要な開示後発事象に関する注記における開示目的は、開示後発事象が発生した場合に当該開示後発事象が将来の企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に及ぼす影響を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を開示することにあると定めている。

### ➤ 注記事項

次の注記を行うこととしている。

#### （1） 財務諸表の公表の承認

財務諸表の公表の承認日及び財務諸表の公表を承認した機関又は個人の名称

#### （2） 重要な開示後発事象

① 重要な開示後発事象の内容及び影響額等

② ①の影響額の見積りができない場合、その旨及び理由

### ➤ 連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表における注記事項

重要な開示後発事象に関する注記については、連結財務諸表における注記と個別財務諸表における注記が同一の内容である場合には、個別財務諸表においては、その旨の記載をもって代えることができることとしている。

### ➤ 期中財務諸表における注記事項

企業会計基準第37号「期中財務諸表に関する会計基準」においては、財務諸表の公表の承認に関する注記を行うことを求めている。

（理由）

### ➤ 開示目的

開示目的を定めることにより、重要な開示後発事象に関する注記が開示目的を満たすのに十分であるかどうかを評価することを企業に求めることとなり、より有用な情報が財務諸表利用者にもたらされると考えられるため、重要な開示後発事象に関する情報を注記するにあたっての開示目的を定めている。

### ➤ 注記事項

財務諸表の公表の承認に関する注記については、IAS第10号と同様の注記を求めるものである。後発事象会計基準では後発事象の評価期間の末日に係る原則的な取扱いを財務諸表の公表の承認日としていることから、どの時点までに発生した事象が財務諸表本表及び注記に反映されているかに関する情報は、財務諸表利用者が財務諸表を理解する上で必要

な情報であると考えられるため、注記を行うこととした。加えて、その重要な補足情報として財務諸表の公表を承認した機関又は個人の名称の注記を行うこととしている。

また、重要な開示後発事象に関する事項については、将来の企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の理解に資する情報であると考えられるため、後発事象会計基準では、監基報 560 実 1 で求められていた注記事項を基本的に踏襲している。

#### ➤ **連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表における注記事項**

財務諸表の公表の承認日に関する情報は、後発事象が発生しているかどうかにかかわらず、どの時点までに発生した事象が財務諸表本表及び注記に反映されているかを表すものであるため、財務諸表の公表の承認日の注記は財務諸表の作成の基礎に関する情報を提供すると考えられる。また、財務諸表の公表を承認した機関又は個人の名称に関する情報は、財務諸表の公表の承認日を理解する上で重要な補足情報となると考えられる。ここで、財務諸表の公表の承認は、連結財務諸表と個別財務諸表のそれぞれが対象となると考えられる。したがって、財務諸表の公表の承認に関する注記については、連結財務諸表を作成している場合、連結財務諸表及び個別財務諸表の双方で注記を求めている。

これに対し、重要な開示後発事象に関する注記については、連結財務諸表を作成している場合に連結財務諸表における注記と個別財務諸表における注記が同一の内容であるときには、個別財務諸表においては、その旨の記載をもって代えることができることとした。これは、連結財務諸表と個別財務諸表の双方に同一の内容を重複して記載する財務諸表作成者の負担を考慮したためである。

#### ➤ **期中財務諸表における注記事項**

期中財務諸表においては、財務諸表の公表の承認に関する注記については、国際的な会計基準において当該注記が求められていない中で、開示に関して適時性に係るより強い制約があることも踏まえ、本会計基準等では開示を求めている。

### ■ **適用時期等（後発事象会計基準第 13 項及び第 14 項並びに BC31 項及び BC32 項等）**

#### **（内容）**

本会計基準等は、2027 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとしている。

また、本会計基準等の適用初年度においては、本会計基準等を 2027 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から将来にわたって適用することとしている。

#### **（理由）**

本会計基準等では、財務諸表の公表の承認日までを後発事象の評価期間とする変更を行っており一定の周知期間及び準備期間を設ける必要があると考えられる。また、日本公認会計士協会より公表されている監査に関する実務指針等の改正手続に一定の期間を要することに加えて、その周知期間及び準備期間を設ける必要があると考えられる。これらを考慮し、本会計基準等は、早期適用の定めを設けず、2027 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から一律に適用することとしている。

また、本会計基準等の適用後に財務諸表の公表の承認プロセスを改めて構築する必要がある場合、重要な開示後発事象に関する注記を当該財務諸表の公表の承認日時点における記載に遡及的に修正することや財務諸表の公表の承認に関する注記を遡及的に求めることは適切ではないと考えられる。したがって、本会計基準等の適用初年度においては、本会計基準等を2027年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から将来にわたって適用することとしている。

## **本補足文書の概要**

本補足文書は、実務において参考となる情報を提供することを目的としており、企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針（以下「企業会計基準等」という。）を追加又は変更するものではなく、企業会計基準等の適用にあたって参考となる文書である。

### **（内容）**

本補足文書は、2026年1月9日に廃止された監基報560実1に示されていた開示後発事象の例示及び開示内容の例示を提供している。

### **（公表理由）**

重要な開示後発事象の内容の注記に記載する具体的な項目及び詳細さについては、後発事象会計基準の開示目的に照らして企業が適切に判断するものであると考えられる中、監基報560実1の開示後発事象の例示や付表2「開示後発事象の開示内容の例示」（以下「付表2」という。）のように特定の事象に関して開示内容を具体的に列挙する形で示すと、チェックリストのように用いられる可能性があり、開示目的を定めるアプローチと整合しないと考えられる。さらに、監基報560実1の付表2のうち開示する事項に記載された内容については、会計基準に取り入れるには過度に詳細な記述となっているとも考えられる。

一方、当該例示は実務で広く参考にされているため、関係者にとって有用な情報であり、その内容を引き続き周知すべきとの意見も聞かれた。

検討の結果、実務において参考となる情報を提供することを目的として、監基報560実1の移管時において示されていた開示後発事象の例示及び付表2の内容を補足文書の別紙にそのまま示す形により、本補足文書を公表することとした。なお、今後、本補足文書を更新することは予定していない。

以 上